【公共工事入札問題調査特別委員会】

弥富市議会では、公共工事入札問題及び再発防止対策に関する事項を調査することを目的として、地方自治法第 109 条及び弥富市議会委員会条例第 6 条に基づき、3 月定例会より公共工事入札問題調査特別委員会を設置しております。

日付	内容	
6 月 25 日	第 7 回公共工事入札問題調査特別委員会 (委員間協議)	調査事項ごとに質疑内容の共有、とりまとめ
8 月 3 日	第 8 回公共工事入札問題調査特別委員会	検討委員会の内容報告 調査事項ごとの質疑
8 月 17 日	第 9 回公共工事入札問題調査特別委員会 (委員間協議)	市側が示す再発防止の 3 つの枠組みに併せて委員からの意見の共有、とりまとめ
9 月 16 日	第 10 回公共工事入札問題調査特別委員会	検討委員会の内容報告 官製談合再発防止骨子 (案) の報告 特別委員会からの意見に対する対応
9 月 25 日	第 11 回公共工事入札問題調査特別委員会 (委員間協議)	提言書のとりまとめ

本特別委員会では、公共工事の入札に関することや組織運営などへの調査を行い、公共工事入札問題への再発防止対策に関する提言書を取りまとめており、10 月に提出しました。その提言内容の一部を掲載します。

○職員の倫理意識・コンプライアンス意識の向上

・職員が実際の場面で適切に判断し行動できるよう、他自治体で実際に発生した過去の不祥事や本件事件を題材とした研修や、実際の業務で起こり得る場面を想定した実践的な研修を、管理職や会計年度任用職員を含めた全職員対象に、毎年度計画的に実施すること。

○職員が安心して働くことができる体制・組織

・公益通報制度や各種規程の理解度、相談体制の実効性など、職員アンケートで明らかとなった課題についても十分な分析及び検証を行い、課題が解消されるまで継続的な見直し及び改善を行うこと。

・職員アンケートや職場環境調査を定期的に実施し、その結果を分析した上で、組織運営及び職場環境の改善に反映させること。その際、職員が安心して回答ができるように最大限配慮を行うこと。

○官製談合が起こらない入札関係事務のあり方

・弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部専門家による第三者チェック体制を導入し、入札関係事務の改善につなげる仕組みの構築を求める。

・工事等指名業者審査委員会の議事録作成、入札に関するパソコンの操作履歴の確認事務を行う体制の構築を求める。